

○議長（近藤八郎君） 開議に先立ちまして、4月1日付けの人事異動により、課長職に異動がありましたので、局長から紹介をいたします。

○事務局長（高屋鋪勝英君） 私から、異動のありました課長職を御紹介申し上げます。  
税務住民課長兼ねて会計管理者になりました、高橋課長を御紹介します。

（高橋祐二 税務住民課長 兼 会計管理者 挨拶）

○事務局長（高屋鋪勝英君） 保健福祉課上席主幹から教育課長になりました、寺西課長を御紹介します。

（寺西健二 教育課長 挨拶）

○事務局長（高屋鋪勝英君） 教育課主幹から町立下川病院事務長になりました、羽場事務長を御紹介します。

（羽場剛健 町立病院事務長 挨拶）

○事務局長（高屋鋪勝英君） 北海道からの派遣職員として、政策推進課参事になりました、疋田参事を御紹介します。

（疋田賢哉 政策推進課参事 挨拶）

○事務局長（高屋鋪勝英君） 田村政策推進課長におかれましては、同日付けにて、ゼロカーボン推進戦略室長の兼務が解かれておりますので、改めて御紹介します。

（田村泰司 政策推進課長 挨拶）

○事務局長（高屋鋪勝英君） 以上で課長職の紹介を終わります。

午前10時 開会

---

○議長（近藤八郎君） ただいまから、令和4年下川町議会定例会5月臨時会議を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、全員の8人です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

---

○議長（近藤八郎君） 日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会議の会議録署名議員は、下川町議会会議条例第123条の規定により、

6 番 蓑谷春之 議員及び 7 番 小原仁興 議員を指名いたします。

---

○議長（近藤八郎君） 日程第 2 「委員会報告」

議会の運営について、議会運営委員長から報告を頂きます。

我孫子洋昌 議会運営委員長。

○議会運営委員長（我孫子洋昌君） 令和 4 年下川町議会定例会 5 月臨時会議の運営について、去る 4 月 28 日に開催いたしました議会運営委員会の審議結果を御報告いたします。

当日は、今定例会の会期及び本会議の日程、並びに 5 月臨時会議に提案される議案等の審査要領等について審査を行いました。

最初に、今定例会の会期は、下川町議会会議条例第 5 条の規定により、本日から令和 5 年 4 月 30 日までの 364 日間とし、定例会議として再開する本会議の日程につきましては、お手元の日程表のとおり予定することといたしました。

次に、5 月臨時会議の提案予定事項については、町長提案が 4 件で、内容は、行政報告 1 件、一般議案 1 件、専決処分報告 2 件であります。

また、議会提案は 4 件で、内容は、委員会報告 1 件、会期の決定 1 件、会議案 1 件、議長発議 1 件であります。

これらの状況を考慮し、5 月臨時会議の本会議については、本日 1 日とすることといたしました。

次に、提案議案等の審議要領についてですが、本日提案される、町長案件 4 件、議会提案 4 件、合わせて 8 件につきましては、提案日に本会議において報告、審議を行うことといたしました。

以上、議会運営委員会における審議結果報告といたします。

○議長（近藤八郎君） ただいま報告がありましたが、委員長の報告のとおり、5 月臨時会議の審議を要する期間について、本日 1 日限りとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 異議なしと認め、5 月臨時会議の本会議の審議を要する期間は、本日 1 日限りといたします。

以上で委員会報告を終わります。

---

○議長（近藤八郎君） 日程第 3 「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、下川町議会会議条例第 5 条の規定により、本日から令和 5 年 4 月 30 日までの 364 日間をしたいと思っております。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近藤八郎君) 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から令和5年4月30日までの364日間とすることに決定いたしました。

---

○議長(近藤八郎君) 日程第4 「諸般の報告」を行います。

報告事項は、お手元に配布しておりますので、朗読を省略し、報告といたします。  
以上で諸般の報告を終わります。

---

○議長(近藤八郎君) 日程第5 「行政報告」を行います。

町長。

○町長(谷一之君) 皆さんおはようございます。行政報告を述べさせていただく前に、議会定例会5月臨時会議に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと存じます。

今春は、雪解けも早く、まばゆいばかりの新緑の季節を感じながら、この時期、桜の開花が早まることを期待するところがございますが、御承知のとおり、国内外に猛威を振るっております新型コロナウイルス感染症におきましては、国内で発生以来、これまで2年3か月を経ても感染者の増減の振幅が激しく、依然収束が見えないものでございまして、住民生活や社会活動並びに経済活動等に大きく影響を及ぼしているところがございます。一方、1月末より開始いたしました、新型コロナウイルス感染症予防のワクチン接種におきましては、順調に実施されているものでございまして、早期に希望されている住民の皆さんの接種を終え、コロナ感染症の予防対策を確固たるものにしていきたいと考えているところがございます。

さて、このような折、議員各位には大変御多用の中、今臨時会議に御出席をいただき、御審議賜りますことを心より感謝申し上げます。

今般の臨時会議におきましての案件は、既に執行に着手いたしました税に係る専決処分、並びに議会に諮る基本協定についてでございます。議員各位には、慎重な審議をお願い申し上げ、開会の御挨拶に代えさせていただきます。

それでは、行政報告1件について述べさせていただきます。

企業貸付工場における土壌汚染の根本的改善について、御報告をいたします。

当工場につきましては、誘致企業として、その前身である「株式会社 松澤光学」が、昭和59年1月、下川工場を操業し、その後、「日本マイザー株式会社」に社名を変更するなどして、平成5年9月に設立した「マトラスターテクノクラシー株式会社」が事業を継承し、光学ガラス、時計用ガラス製造などの事業を展開してまいりました。

これまでの生産事業の中で、使用履歴のある物質について、土壌汚染対策法の基準に則り検査を進めるとともに、その都度対策を実施してきたと報告を受けてきたところでございます。

令和3年に同社が根本的改善を目的に自主調査を実施したところ、揮発性有機化合物については、建物内に一部土壌汚染が生じているとともに、建物外で地下水汚染が生じ

ている状況にあります。以前から揚水対策を継続しており、敷地外への拡散を防止している状況でございます。

重金属につきましては、鉛の土壌汚染及びホウ素の土壌汚染が確認されましたが、地下水汚染は生じておらず、直ちに汚染が拡散する状況にはございません。

この自主調査の結果を、同社が所管官庁である北海道環境生活部へ報告し、令和3年12月に工場敷地内が形質変更時要届出区域に指定されたところでございます。

具体的な汚染対策につきましては、汚染された土壌の入替えが必要なことから、それに伴い、第1工場、第2工場の建物の解体が必要であり、土壌汚染対策工事及び建物の解体費用については、事業者側の責任において全額負担していただくことになっております。

令和3年12月に同社主催による中成北、中成南、元町公区住民への説明会が開催され、対策工事に関する住民周知は、令和4年4月4日、5日に実施されたところであり、工期につきましては4月11日から9月30日の予定であります。

令和4年4月11日に同社の松澤 晃 社長が来庁され、建物解体に係る合意がなされ、補償契約を締結したところであり、当該建物の残存価格と時価額の30%金額の補償及び経過観察期間の主体的対応、今後の事業継続等の約束がされたことから、建物の解体の許可をしたところでございます。

いずれにいたしましても、町民の皆様の安全安心な暮らしを守るため、土壌汚染対策の早期の実施が最優先であると考えており、引き続き対応してまいりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上、行政報告1件を報告させていただきました。

○議長（近藤八郎君） 以上で行政報告を終わります。

---

○議長（近藤八郎君） 日程第6 会議案第1号「下川町議会における脱炭素（ゼロカーボン議会）の行動指針に関する決議」を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

提出者議員 1番 齊藤好信 議員。

○1番（齊藤好信君） 下川町議会における脱炭素（ゼロカーボン議会）の行動指針に関する決議。

下川町では、3月7日の定例会議において、循環型森林経営の構築、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの活用、エシカルな消費や自然環境の保全、地域資源をいかした取り組みを進めることによって、「2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロのまち」を目指すことを宣言しました。

これを受けて、下川町議会では、町民及び行政と連携しながら、未来の世代への責任を果たすため、3月18日の定例会議において、「ゼロカーボンシティしもかわ宣言の推進に関する決議」を行いました。

また、同日、実効性のある脱炭素社会を実現できるよう、推進・調査を行うための「下川町議会脱炭素推進調査特別委員会」を設置したところであります。

ゼロカーボンの取り組みは、町民一人一人が意識を変え、自ら責任を持って行動することにより実現が可能となり、町民が健康で快適に過ごすことができるもので、真に豊かで誇りを持てる社会を次の世代へつなげていくこととなります。

そこで、下川町議会では、今、できること、始められることを率先して行うことが緊要であり、極めて重要であるとの議員全員の共通認識の下で、議会活動における行動指針をここに定めます。

「議会活動の効率化を図り、エネルギー消費量の削減に努めます。」

「議会運営・事務の効率化に努めます。」

「移動時のCO<sub>2</sub>排出削減に努めます。」

「車を運転する際は、急発進や急加速をしないなど、エコドライブや燃料使用量の削減を心掛けます。」

「節電、節水、食品ロス、ごみ分別等に努めます。」

「議員一人一人が、環境への取り組みがコスト削減等にもつながることを認識し、クールビズ・ウォームビズの取り組みを進めます。」

「その他、議会活動の全ての段階で環境負荷の低減に努めます。」

「行動指針を管理する者を定め、実効性を高めます。」

以上、決議する。

令和4年5月2日、北海道下川町議会。

○議長（近藤八郎君） ただいま提案趣旨の説明がありました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。

これから、会議案第1号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 全員起立です。

したがって、会議案第1号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（近藤八郎君） 日程第7 議案第1号「地域活性化起業人派遣に関する基本協定書の締結について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第1号 地域活性化起業人派遣に関する基本協定書の締結について、提案理由を申し上げます。

本案は、地域活性化起業人派遣に関する基本協定書を締結するため、下川町議会基本条例第25条第1項第3号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

令和2年12月25日、政府において「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」、「2020年改定版デジタル・ガバメント実行計画」が決定され、目指すべきデジタル社会のビジョンとして「デジタルの活用により、一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」が示されました。

このビジョンの実現のために、総務省では「自治体DX（デジタルトランスフォーメーション）推進計画」や、「自治体DX推進手順書」を作成し、自治体が重点的に取り組むべき情報システムの標準化・共通化、自治体のデジタル化に向けた外部人材の確保や内部人材の育成の必要性などの事項を具体化するとともに、総務省及び関係省庁による支援策等も示され、デジタル社会の構築に向けた取り組みを、全自治体において着実に進めていくこととされました。

このような中、本町における「下川町DX」推進のための全庁的な体制の構築に当たり、CIO（最高情報統括責任者）を補佐する体制を強化することを目的に、CIOのマネジメントを専門的知見から補佐するCIO補佐官に、外部の民間のデジタル人材を確保するため、総務省の「地域活性化起業人制度（企業人材派遣制度）」を活用し、人材の派遣元企業と協定締結について協議を進めているものであります。

以上申し上げまして、提案理由といたします。なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしく願いいたします。以上です。

○議長（近藤八郎君） 小林総務課長。

○総務課長（小林大生君） それでは、議案第1号及び議案第1号説明資料によりまして、御説明をいたします。

まず、議案書の1ページ目、議案第1号をお開きください。

こちらは、地域活性化起業人派遣に関する基本協定書の締結についてでございますが、協定の締結先といたしましては、神奈川県鎌倉市御成町11番8号、柳澤<sup>やなさわ</sup>大輔<sup>だいすけ</sup>氏を

代表取締役とする「株式会社カヤック」を予定しております。

協定の目的といたしましては、「下川町地域活性化起業人制度（企業人材派遣制度）推進要綱の規定に基づき、社員を派遣するにあたり、派遣期間中の取扱いに関する基本的事項を定めるため。」としております。

次に、議案第1号説明資料をお開きください。

こちらは、地域活性化起業人派遣に関する基本協定書の概要になります。

まず、(1)地域活性化起業人制度につきましては、総務省の「地域活性化起業人制度（企業人材派遣制度）推進要綱」、それから町の「下川町地域活性化起業人制度（企業人材派遣制度）推進要綱」、これらの規定に基づく人材派遣制度を活用したものとなります。

総務省の地域活性化起業人制度の事業概要といたしましては、三大都市圏に所在する企業等の社員が、そのノウハウや知見をいかし、一定期間、地方自治体において地域独自の魅力や価値の向上、地域経済の活性化、安全安心につながる業務に従事することで、地方自治体と企業が協力して地方圏へ人の流れを送出できるよう、このような取り組みに対し、総務省として必要な支援を行うというものでございます。

次に、(2)社員の派遣・身分等及び期間につきましては、株式会社カヤックは、派遣元の身分を保有したまま、社員を派遣者として下川町に派遣することとしております。

次に、派遣者の派遣期間は、1年間とする。ただし、必要が生じた時は協議の上、その期間を延長し、または短縮することができるとしています。

これにつきましては、前段の部分と併せまして、派遣される社員は株式会社カヤックに身分を置いたまま、下川町に派遣されることとなりますので、どちらの仕事も並行して行うこととなります。このことから、下川町における勤務形態といたしましては、現在週2日程度を予定しておりまして、現在協議を進めているところでございます。

次に、下川町は、派遣者を地方公務員法に規定する非常勤特別職とし、委嘱するとしております。これにつきましては、派遣者は非常勤特別職となりますので、町の業務を行う際に災害等があれば、公務災害の対象となります。

次に、派遣者は、下川町の承諾なく、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とするとしております。

次に、派遣者の給与等は、株式会社カヤックの定める支給基準に従い、株式会社カヤックが支給するものとし、これに対して下川町が負担金を負担することとしております。

次に、(3)派遣期間中の職務につきましては、地方創生の推進に関する取り組み、その他目的達成に資する取り組み等への助言等に当たることとしており、主に下川町DXの推進に関するものがその職務となります。

以上、簡単ですが説明を終わります。

○議長（近藤八郎君） ただいま、提案理由並びに詳細説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1番 斉藤議員。

○1 番（斉藤好信君） まず、議会基本条例では、企業との連携協定を結ぶ場合、議会の議決を要するというようになっておりますが、今回のこの協定書は…仮契約だと思えますが…まだ議決が済んでいないので…それですね、現在までのIT企業の甲…下川町は乙になりますけども、甲の「株式会社カヤック」、この交渉をする上でですね、議会の議決を要するというを踏んだ上で協議を重ねてきたかどうかというのを伺います。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。  
武田副町長。

○副町長（武田浩喜君） 相手方に関しましては、うちの手続上、議会の議決が必要だということを前提に協議を進めてきております。

○議長（近藤八郎君） ほかにありませんか。  
2 番 中田議員。

○2 番（中田豪之助君） 派遣期間中の職務ということで、説明資料の(3)にあるんですが、地方創生の推進に関する取り組みと、それから目的達成に資する取り組みへの助言とあります。その目的達成に資する取り組みへの…目的達成の方はデジタルトランスフォーメーションのことに限定されるのでしょうか。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。  
副町長。

○副町長（武田浩喜君） 今回につきましては、デジタルトランスフォーメーションの業務に対して派遣をいただくということですので、業務内容としては、自治体が進めるDXに関する内容について、様々な知見をお持ちになってらっしゃいますので、それについて助言をいただくという中身になってございます。

○議長（近藤八郎君） 中田議員。

○2 番（中田豪之助君） もう一度、確認なんですけれども、そうしたら今想定されてるカヤックさんは、地方創生の推進に関する取り組みはあまりしないんですか。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。  
小林総務課長。

○総務課長（小林大生君） まず、具体的な業務といたしましては、自治体の情報システムの標準化・共通化に関する事、マイナンバーカードの普及促進に関する事、自治体の行政手続のオンライン化に関する事、自治体のAI・RPAの利用促進に関する

ること、テレワークの推進に関すること、セキュリティ対策の徹底に関することなどを業務内容としておまして、これらにつきましては、国のDX推進計画の自治体の重点取組事項となっているものでございます。

今回の契約の中においては、そのほかにですね、デジタル人材の育成に関すること、デジタル化による働き方改革の推進に関すること、その他地域社会のデジタル化に関すること、それからデジタルデバイド対策に関すること、これらも併せて業務の内容としております。以上です。

○議長（近藤八郎君） ほかにありませんか。

5番 我孫子議員。

○5番（我孫子洋昌君） 今回の地域活性化の起業人派遣ということなんですが、カヤックという会社がデジタルトランスフォーメーションについての知見がある企業ということで、そちらからの人材が派遣されて、最長3年間ということなんですが、その…事前になんでしょうけれども、ある程度、町と企業側と…詰めるっていうんですかね…先ほど総務課長の方から、様々な業務や…こういったことをやりますというような例示がありましたが、知見がある企業としては最新の情報を持っていて、こういったところまでやると…ABCとか…松竹梅とか…いろんな出来栄があると思うんですけれども、そうすると、下川では…そこまでは求めてないと、そういった齟齬が出てくるかと思うんです。また、人口3,000人程度の町では、そこまでしなくてもいいんじゃないかと…割と何回も聞く議論なんですけれども…下川としてDXというのは、どの段階まで、どのレベルまで求めているといったものがあって、このカヤックさんとの取り組みになるのか、それともカヤックさんが示される…こういったものがあるといいですよっていう、そういういわゆる最高レベルのものまで導入していこうという、そういったところでこの基本協定に入っていくのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

副町長。

○副町長（武田浩喜君） 自治体のDX…進めるのは下川町でございまして、全国各自治体によって様々だと思います。カヤックさんとは…いろいろな知見を持っていらっしゃると思いますので、いろんな提案、情報の提供は頂けるというふうに思っておりますが、下川町としては下川町の進むべきDXの推進というのがあると思いますので、そのへんを踏まえた上で、下川にできる範囲内での進め方っていうんですかね…そういったところを考えていきたいというふうに思っております。

○議長（近藤八郎君） 5番 我孫子議員。

○5番（我孫子洋昌君） 前段の全員協議会などでの情報提供も含めまして、要は自治体にそういう専門的な知見がある人が不足しているということで、外部から人材を派遣

してもらって、これに取り組むということになると、何かこちらから提案する…ここまでっていうのがなかなか言えなくて、相手方の…言いなりっていったら変ですけども、圧倒的にノウハウの差がある状態で「これがいいですよ」っていうふうに言われちゃうと、こちらの方では「ああ…そうですか」としか言いようがない。その裏を取るというんですかね…カヤックさんが「これが素晴らしい」といって勧めてもらったけども、下川としてはこれぐらいだという…そのへんのやり取りができるような状態がないと、言われたままに…下川ではそこまでいらないのにな…なんていうものが入ってくるようなことにもなってしまうたり、実際の現場が使いこなせないような…そういったシステムが入ってくるようなことも懸念されるんですが、そのあたりは何か対策といったものがあるのか、そのへんをお示しいただければと思います。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。  
副町長。

○副町長（武田浩喜君） あくまでもDXを進めていくのは下川町でございますので…いろいろな提案を頂けるとは思います。国の方で決められているというか…国の方が進めるDXには準拠していかなきゃいけませんので、その部分については当然のことながらやっていかなきゃいけないというふうに思いますが、下川町独自に進めていくDXに関しては、町が基本的には進めていく形ですので、それに対して助言を頂くということですので、出来ないところまで…示されたとしても、下川町では出来ないということになりますので、そのへんは十分配慮していきたいというふうに思います

○議長（近藤八郎君） ほかにありませんか。  
4番 春日議員。

○4番（春日隆司君） 確認をさせていただきます…2点です。職務に当たって助言をすると…助言等ってあるんですけども、基本的な考え方は、起業人が来られて、先ほどあった…デジタル化に向けた業務を…こうしたらいい…ああしたらいいということ…助言が主で、いわゆる…等の中にはいろいろ入ってると思うんですけどね…業務は職員がやると、そういうことで…最初取り組む時にですね、私のイメージでは助言もあって、業務も自らやるのではないかなと思うんですが、助言が主になるんですか、業務は職員がやる…そこをはっきりさせておいた方がよろしいかなと思うので、ちょっと質問をさせていただきます。

それからもう1点、起業人が来られて、いわゆる助言等をしましてデジタル化を進めていくということなんですが、行政的なデジタル化は分かりますけども、町民にとって…この起業人が来られてデジタル化することによって、町民にとってどういった変化、メリットがあるのでしょうか。その2点、お願いいたします。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。  
副町長。

○副町長（武田浩喜君） 基本的には専門的な知見を持った方がいらっしゃいますけども、役場内部の実際の業務というのは職員が当然対応してまいりますので、基本的に実務を企業の方がやるということにはならないというふうに思っております。

それから、町民にとってどんな変化があるのかということでございますけども、これについては、これから具体的な部分は考えていかなきゃいけないなというふうに思っております。例えばですけども、窓口業務などでデジタル技術を使うことによって、町民の利便性が上がるですとか、そういったことも先進的な自治体では考えていらっしゃる場所もございまして、下川に合った…そういった仕組みが出来れば、そういった変化が起きるんじゃないかなというふうに期待はしているところでございます。以上です。

○議長（近藤八郎君） 4番 春日議員。

○4番（春日隆司君） 今、お答えがあったんですけども、確認の意味で…基本的には業務は職員がやると、専門的な知見を有するんで助言をするということの…理解をいたしました。

それから、町民に対しての具体的なところは今後…やっていくということで。

それから、前後しちゃいますが、令和2年からこの制度って整備されて進めておりますが、3年度でなくて…今年4年度、4年度になったその経緯、経過…具体的に…議会の条例にもありますとおり、発案者…そういう…何で4年度になったのかっていうところを…基本的なところですがお尋ねいたします。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

武田副町長。

○副町長（武田浩喜君） 国の方では、令和2年から方針を出しまして、自治体のDXを進めてくださいというお話がありました。順番に国の方で推進計画を作って、手順書なども示されて、それが令和3年度に示されたということになってございますので、町としても本格的に進めていくというのは令和4年度からスタートしようというところで、今回…先ほども申し上げたとおり、専門的な知見を持った民間の外部の人材を活用して助言を頂いた方がよりスムーズに進むだろうということもございましたので、令和4年度から実施しようということになったというところでございます。

○議長（近藤八郎君） よろしいですか…はい。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(な し)

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。  
2番 中田議員。

○2番（中田豪之助君） 説明がありましたように、今回の…カヤックさんから人材が派遣されて、デジタルトランスフォーメーションの国が要望する重点取組事項、自治体の情報システムの標準化・共通化、マイナンバーカードの普及・促進、自治体の行政手続のオンライン化、テレワークの推進、セキュリティ対策、デジタルデバイドの解消等々をまず助言なさる、そして実際の作業、システムの改善等は町の職員が行うという説明、答弁で分かりました。

そして、一応今のところ週2日、下川町で仕事をなさるという予定らしいですけれども、なるべくですね…下川町を訪れる時間を多くして、町民とか関係団体にきめ細かい説明をして、何がどう変わるのか、どういうメリットがあるのか、話合いの機会を多く設けていただきたい。

また、職員が実務を行う、そして新しい…スマートホンだったりパソコンだったり…そのような手続が町民にも増えると思うので、職員と町民の負担をなるべく少なく、シンプルにできるような行政処理、行政手続の改善を求めます。

また、民間企業のスピード感というものは、ちょっと行政の…官庁っていいですか…職員の人にはついていけないかもしれませんし、そこが今回のスピードアップっていうか…効率化の魅力だと思います。

また、行政には良いところがあって、慎重に丁寧に説明をして、パブリックコメントとかいろいろ手続を踏んで、みんなの合意をもって進めるっていうところは、これは行政の大事な良いところ…美点だと思うので、スピード感と丁寧な説明、慎重な取り組みを期待して、今回のカヤックさんとの協定に賛成するものであります。

○議長（近藤八郎君） ほかに討論はありませんか。

(な し)

○議長（近藤八郎君） これで討論を終わります。

これから、議案第1号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（近藤八郎君） 全員起立です。

したがって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（近藤八郎君） 日程第 8 報告第 1 号「専決処分（第 1 号）の報告について」及び、日程第 9 報告第 2 号「専決処分（第 2 号）の報告について」を一括議題といたします。

本案について、報告を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 報告第 1 号 専決処分（第 1 号）の報告について及び報告第 2 号 専決処分（第 2 号）の報告につきましては、関連がございますので一括して報告を申し上げます。

本案は、国の令和 4 年度税制改正の大綱に基づき、地方税法等の関係法令の改正がなされ、令和 4 年 3 月 31 日に公布されたことに伴い、改正を必要とする「下川町税条例等の一部を改正する条例」及び「下川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について、令和 4 年 3 月 31 日をもって専決処分としたものであります。

税条例等の主な改正の内容を申し上げますと、「上場株式等の配当所得等に係る課税方式の一致」、「住宅ローン控除の延長等」、「固定資産税の負担調整措置」などについて改正を行うものでございます。

また、国民健康保険税条例の主な改正の内容につきましては、「基礎課税額等の課税限度額の引き上げ」について改正を行うものでございます。

以上申し上げます、専決処分（第 1 号）及び専決処分（第 2 号）の報告とさせていただきます。なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（近藤八郎君） 高橋税務住民課長。

○税務住民課長（高橋祐二君） それでは、報告第 1 号 専決処分（第 1 号）の下川町税条例等の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律に伴う改正でございます、未来施行に係る…以前の一部改正条例もありますので、第 1 条関係と第 2 条関係の条建てで改正しております。

それでは、報告第 1 号の説明資料、下川町税条例等の一部を改正する条例の概要と、下川町税条例新旧対照表の第 1 条関係を御覧ください。

個人住民税につきましては、1 上場株式等の配当所得等に係る課税方式の一致ですが、関係条文は、第 33 条、第 34 条の 9、附則第 16 条の 3、附則第 20 条の 2、附則第 20 条の 3 でございます。特定の株主から得る配当所得・譲渡所得に関し、令和 6 年度以降は所得と市町村住民税で異なる課税方式を選択することを不可として、課税方式を一致させることに伴い、従来の特定配当等申告書又は特定株式等譲渡所得金額申告書による異なる課税方式の選択を削り、確定申告による統一的な課税方法の選択に修正するものでございます。施行期日は、令和 6 年 1 月 1 日からでございます。

二つ目の寄附金税額控除に係る申告特例申請書等の見直しですが、関係条文は、第 34

条の7でございます。平成18年、民法改正による法人の制度改革に伴う寄附金税額控除の見直しの改正に係る経過規定として引用を削るもので、同経過規定を終了させるものでございます。施行期日は、令和4年4月1日からでございます。

三つ目の住宅ローン控除の延長等ですが、関係条例は、附則第7条の3の2でございます。住宅借入金等特別税額控除制度の期間延長及び見直すもので、住宅借入金等特別税額控除の対象年度を令和15年度から令和20年度に延長するとともに、居住年を令和3年から令和7年にまで見直すもので、施行期日は、令和5年1月1日からでございます。

固定資産税につきましては、1 固定資産税台帳等の閲覧・記載事項証明書についてですが、関係条文は、第73条の2、第73条の3でございます。固定資産課税台帳の閲覧・証明書の交付について、DVの被害者等の保護の観点から、同課税台帳に必要な措置を講じて閲覧させるための改正で、施行期日は、令和4年4月1日でございますが、民法等の一部を改正する法律に掲げる規定の施行日となります。

二つ目の固定資産税（土地）の負担調整措置ですが、関係条文は、附則第12条でございます。土地にかかる令和3年度から令和5年度までの固定資産税の課税標準の特例について、本来5%となっているものを、商業地等にかかるものについては、令和4年度分に限り、2.5%と更に課税標準額を下げるものでございます。施行期日は、令和4年4月1日からでございます。

その他の改正につきましては、第18条の4は、固定資産税でも御説明しましたが、納税証明書の交付手数料の対象に、DV被害者保護のための措置をした証明の改正でございます。

その他は、項の削りによる繰り上げや、地方税法等の改正に伴う使用字句の修正などでございます。

第2条関係につきましては、令和6年度以降、公的年金等の所得に係る扶養親族申告に一定の扶養親族を追加するものと、規定の整備に伴う改正となっております。

続きまして、報告第2号 専決処分（第2号）の下川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律に伴いまして、国民健康保険税の基礎課税額等にかかる限度額引き上げによりまして改正でございます。

改正内容につきましては、お配りしております報告第2号の説明資料、下川町国民健康保険税条例新旧対照表を御覧ください。

第2条第2項では、国民健康保険税の基礎課税額の上限を63万円から65万円に、同条第3項は、後期高齢者支援金等課税額の上限を19万円から20万円に改正するものでございます。

第21条第1項につきましても、国民健康保険税の基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額の限度額を65万円、20万円に改正するものでございます。

施行期日は、令和4年4月1日からでございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（近藤八郎君） 以上で報告を終わります。

---

○議長（近藤八郎君） 日程第10 「議員の派遣について」を議題といたします。

お諮りいたします。

本町の重要懸案事項の要請、並びに各種研修会等への出席のため、令和4年5月2日から令和5年4月30日までの間において、道内外の関係機関に議員を派遣することにしたいと思います。

これを承認することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 異議なしと認めます。

したがって、令和4年5月2日から令和5年4月30日までの間、議員の派遣について承認されました。

---

○議長（近藤八郎君） 以上をもちまして、本会議に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これをもって、令和4年下川町議会定例会5月臨時会議を閉会といたします。

午前10時49分 閉会

---

○議長（近藤八郎君） ここで町長から申し出により挨拶がございます。

○町長（谷 一之君） 臨時会議の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと存じます。

議員各位には、今臨時会議におきまして、大変御多用の中、全員の御出席を賜り、心より御礼を申し上げます。また、提案させていただいた案件をお認めいただき、深く感謝申し上げます。今後とも議員各位には、行政運営などに対しまして、御指導賜りますことを心よりお願い申し上げますとともに、既にゴールデンウィーク時期を迎え、何かと多忙な日々を過ごされていることと推察いたしますが、コロナ感染予防などに十分留意され、御自愛いただきますことを御祈念し、閉会の御挨拶に代えさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

○議長（近藤八郎君） 本日は、以上をもって散会といたします。御苦労さまでございました。